

令和5年 第2回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年2月24日（金） 午前9時30分～午前10時17分
- 2 開催場所 松前町役場6階会議室
- 3 出席委員（13人）
- 4 欠席委員（1人）
- 5 議事録署名人の指名について（2人）
- 6 議事日程
 - 議案第94号 農地法第3条の規定による許可申請の件（1件）
 - 議案第95号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件（1件）
 - 議案第96号 農用地利用集積計画の決定の件
 - 議案第97号 松前町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」策定の件
- 7 農業委員会事務局職員（4人）

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和5年第2回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、議長よろしくお願ひします。

○議長

～あいさつ～

本日は、〇〇委員が欠席する旨の連絡がありましたので、御報告します。松前町農業委員会会議規則第7条の規定により在任中委員の過半数が出席しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、11番〇〇委員、12番〇〇委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第94号農地法第3条の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積1,136㎡

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 8,381㎡

坪単価 5,800円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

2月7日に農地利用最適化推進委員と立会しました。譲受人は〇〇で建設関係の仕事をしています。農業も〇〇内で畑を中心にハウス栽培もしています。倉庫もあり農機具も揃っています。これから少しずつ経営拡大をしてきたい意向があるようです。特に問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第95号農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまわりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 ○○、田、面積327㎡

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 分家住宅

建築面積 111.31㎡

使用貸借権の設定

農地区分 甲種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲渡人は○○在住です。譲受人は譲渡人と祖父と孫の関係です。今回譲受人が住宅を建築したい意向があったことから今回の申請になりました。周辺は家や水路もありますので問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第96号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 3年3か月
利用権の設定を行う件数 3件
利用権を設定する面積 3,448 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 5年3か月
利用権の設定を行う件数 2件
利用権を設定する面積 1,855 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 3年3か月
利用権の設定を行う件数 4件
利用権を設定する面積 4,008 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 3年9か月
利用権の設定を行う件数 4件

利用権を設定する面積 4,968 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 5年3か月
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 1,100 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 9年9か月
利用権の設定を行う件数 7件
利用権を設定する面積 8,893 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 10年3か月
利用権の設定を行う件数 3件
利用権を設定する面積 3,899 m²
利用権を設定する作物 水稻
以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第96号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第 97 号松前町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」策定の件について、審議決定たまりたく提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

指針を策定することとなった背景としては、令和 5 年 4 月より農業委員会等に関する法律が改正されることにより、指針の作成が必須業務となることもあり松前町でも作成することにしました。こちらの指針には、松前町内の農地等の利用の最適化活動に関する長期的な目標等を定めています。

内容は別紙のとおりですが、簡単に概要を説明します。今回の指針は 10 年後の様々な目標を設定しています。また指針については、3 年ごとに見直すこととなっています。主な内容としては、遊休農地の解消目標、担い手への農地利用集積目標や新規参入の促進目標等を設定します。ご審議よろしく申し上げます。

○議長

事務局の説明を終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

新規参入の定義はありますか。親から農地引き継いで新しく就農した場合も新規参入にあたるのですか。

○事務局

可能性としてはあります。

○○○委員

これから私たちが活動をしていくにあたって、新規参入の定義を教えてください。

○事務局

これまで農業をされていなかった方が、新たに始めるのは新規参入となり得ます。親から土地や農機具を全て引き継いだ場合も、要件を満たせば認定新規就農者となりますので、新規参入と言えます。

○○○委員

認定新規就農者なら新規参入となるのですか。親から子へ引き継ぐだけだと新規参入とならないので良いのですか。

○事務局

親から子へ引き継ぐ場合でも、認定新規就農者の要件を満たせば今回の指針の新規参入と言えます。新規参入の把握方法に関して、法人については定期報告がありますのでそこで把握可能です。個人については毎年、営農計画書が産業課農業振興係へ提出されますのでそこでも把握可能と考えています。

○議長

その他何かございませんか

○委員

質疑なし

○議長

それでは、採決を行います。議案第 97 号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

○事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。